

国民年金保険料の「追納」で老齢基礎年金額を増やしませんか？



老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、**10年以内**であれば、後から納付（追納）することにより、**将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます**。また、追納した分は所得税及び住民税（市民税・県民税）の申告において、**社会保険料控除の対象**になります。

ぜひ、追納制度をご利用ください。

申請方法

追納を希望する場合は、専用の納付書が必要になります（口座振替及びクレジット納付はできません。）ので、年金事務所または市役所保険年金課に「国民年金保険料追納申込書」を提出してください。

なお、市役所で申し込んだ場合は、後日年金事務所から納付書が送付されます。**お急ぎの場合は、年金事務所の窓口で直接お申し込みください。**

3月31日（火）までに納付する場合の追納額は、下表のとおりです。

令和元年度 追納保険料の月額 (円) **《注意》**

月額	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	注意事項
平成21年度分	15,280	11,450	7,640	3,810	納付期限は各月末
平成22年度分	15,540	11,650	7,770	3,880	
平成23年度分	15,320	11,490	7,660	3,830	
平成24年度分	15,170	11,380	7,590	3,790	
平成25年度分	15,150	11,360	7,570	3,790	
平成26年度分	15,300	11,470	7,640	3,820	
平成27年度分	15,620	11,710	7,810	3,910	
平成28年度分	16,280	12,200	8,140	4,060	
平成29年度分	16,490	12,370	8,240	4,120	追納加算額は ありません。
平成30年度分	16,340	12,250	8,170	4,080	

- ① 保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- ② 4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認されていた場合は、それぞれ4分の1保険料・半額保険料・4分の3保険料が納付済みの場合に限り、追納ができます。
- ③ 承認等を受けた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112(代表) 市保険年金課国民年金担当 内線140・149

多面的機能支払交付金事業への取組 ～農業資源を守る活動を支援します～

農地には、単に作物を作るだけでなく、洪水を防ぎ、生き物を育むなど、多面的な機能があります。

この多面的な機能を将来にわたって守っていくために、市では、地域ぐるみのさまざまな活動に対して支援を行なっています。

活動に当たり、活動組織を設立し、事業計画と5年間の活動計画書等を添えて、市の認定を受けることにより、農地面積に応じた交付金が支払われます。

1 農地維持支払交付金

■対象組織

農業者のみで構成される活動組織、または農業者と農業者以外の地域住民を含む活動組織



水路の草刈

■対象となる活動内容

- 農地のり面や農道・水路等の草刈、農道の路面維持、水路の泥上げ等の日常管理
- 農業施設の点検
- 活動計画の策定
- 研修活動
- 農地の保安全管理構想の作成



農道の路面補修

2 資源向上支払交付金

共同活動

■対象組織

農業者と農業者以外の地域住民を含む活動組織

■対象となる活動内容

- 農地・農道・水路の軽微な補修
- 農業施設の機能診断
- 生き物調査等の生態系保全
- 植栽活動等の景観形成



生態系保全(田んぼの生きもの調査)

長寿命化

■対象組織

農地維持支払交付金と同様の活動組織

■対象となる活動内容

農道・水路等の施設の補修や更新



老朽化した水路壁のコーティング

1 2 共通

■交付単価(国が1/2、県及び市が1/4を負担)

対象事業		単価(10アール当たり)	
農地維持支払交付金		田 3,000円	畑 2,000円
資源向上支払交付金	(共同活動)	田 2,400円	畑 1,440円
資源向上支払交付金	(長寿命化)	田 4,400円	畑 2,000円

■申請期間

4月1日(水)～5月29日(金)
(土・日曜日、祝日を除く。)

■問合せ

農政課土地改良担当 内線242・243